

多摩市地域公共交通会議設置要綱（案）

改正後	改正前
<p>(所掌事項)</p> <p>第2条 交通会議は、次に掲げる事項を所掌する。ただし、第1号に掲げる事項のうち運賃及び料金に関する協議は、第8条第1項の運賃協議会において行う。</p> <p>(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）に基づき乗合旅客運送の態様、運賃、料金等に関し必要な協議を行うこと。</p> <p>(2) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第5条第1項に規定する地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うこと。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、次に掲げる事項に関し必要な協議を行うこと。</p> <p>ア 鉄道輸送に関すること。</p> <p>イ 新交通システムに関すること。</p> <p>ウ 市民からの公共交通に係る意見、要望等に関すること。</p> <p>エ アからウまでに掲げるもののほか、交通問題に関し必要なこと。</p> <p>(運賃協議会)</p> <p>第8条 交通会議に、乗合旅客運送の運賃及び料金（以下「運賃等」という。）について協議するため、必要に応じて下部組織として道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項の協議会（以下「運賃協議会」という。）を置く。</p> <p>2 運賃協議会は、運賃等について地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の観点から協議し、その結果を交通会議に報告するものとする。</p> <p>3 運賃協議会は、次に掲げる者4人（以下「協議会員」という。）をもって組織する。</p> <p>(1) 第3条第2号に掲げる者である委員</p> <p>(2) 運賃等を定めようとする一般旅客自動車運送事業者の代表者</p> <p>(3) 第3条第5号に掲げる者である委員のうち市長が指名するもの（当該委員が委嘱されていない場合にあつては、市長が関係住民の意見を代表する者として指名する者）</p> <p>(4) 第3条第6号に掲げる者である委員</p> <p>4 運賃協議会に、協議会長を置く。</p> <p>5 協議会長は、協議会員の互選によりこれを定める。</p> <p>6 協議会長は運賃協議会を代表し、会務を統括する。</p> <p>7 協議会長に事故あるとき又は協議会長が欠けたときは、協議会長があらかじめ指定す</p>	<p>(所掌事項)</p> <p>第2条 交通会議は、次に掲げる事項を所掌する。</p> <p>(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）に基づき乗合旅客運送の態様、運賃、料金等に関し必要な協議を行うこと。</p> <p>(2) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第5条第1項に規定する地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うこと。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、次に掲げる事項に関し必要な協議を行うこと。</p> <p>ア 鉄道輸送に関すること。</p> <p>イ 新交通システムに関すること。</p> <p>ウ 市民からの公共交通に係る意見、要望等に関すること。</p> <p>エ アからウまでに掲げるもののほか、交通問題に関し必要なこと。</p>

改正後	改正前
<p>る協議会員がその職務を代理する。 (部会)</p> <p>第9条 前条に定めるもののほか、交通会議に、下部組織として部会を置くことができる。</p> <p>2 部会は、交通会議の指示により、交通会議の協議に必要な事項を専門的に検討し、その結果を交通会議に報告する。</p> <p>3 部会は、検討内容に応じ、市長及び会長が必要と認める者のうちから市長が委嘱し、又は任命する者(以下「部会員」という。)30人以内をもって構成する。</p> <p>4 部会に、部会長を置く。</p> <p>5 部会長は、部会員の互選によりこれを定める。</p> <p>6 部会長は部会を代表し、会務を統括する。</p> <p>7 部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指定する部会員がその職務を代理する。 (関係者の出席)</p> <p>第10条 会長、協議会長及び部会長は、会議に際し、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。 (庶務)</p> <p>第11条 交通会議、運賃協議会及び部会の庶務は、都市整備部道路交通課において処理する。 (委任)</p> <p>第12条 この要綱に定めるもののほか、交通会議、運賃協議会及び部会の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。</p>	<p>(部会)</p> <p>第8条 交通会議に、下部組織として部会を置くことができる。</p> <p>2 部会は、交通会議の指示により、交通会議の協議に必要な事項を専門的に検討し、その結果を交通会議に報告する。</p> <p>3 部会は、検討内容に応じ、市長及び会長が必要と認める者のうちから市長が委嘱し、又は任命する者(以下「部会員」という。)30人以内をもって構成する。</p> <p>4 部会に、部会長を置く。</p> <p>5 部会長は、部会員の互選によりこれを定める。</p> <p>6 部会長は部会を代表し、会務を統括する。</p> <p>7 部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指定する部会員がその職務を代理する。 (関係者の出席)</p> <p>第9条 会長及び部会長は、会議に際し、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。 (庶務)</p> <p>第10条 交通会議及び部会の庶務は、都市整備部道路交通課において処理する。 (委任)</p> <p>第11条 この要綱に定めるもののほか、交通会議及び部会の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。</p>